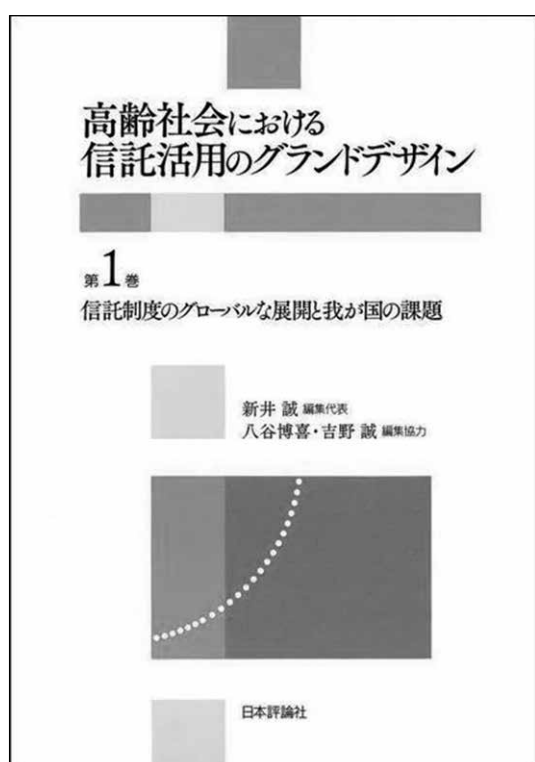


新井 誠(編集代表)、八谷 博喜、吉野 誠(編集協力)

# 『高齡社会における信託活用のグランドデザイン』

〈第1巻〉信託制度のグローバルな展開と我が国の課題

(日本評論社)



本書の特徴を一言で示せば、高齡社会における信託に関する優れて金融的な観点からの制度的・実務的分析といえよう。本書は中央大学に設けられた高齡社会の信託制度を扱う研究ユニットの成果であり、その責任者である新井誠氏を中心に研究者と法務および信託の実務家とによる論考を収めた論集である。

本書は「問題提起」「信託のグローバルな展開」「我が国の金融機関の課題」「商品・サービスの提供」「実践」の5部からなる。共通する問題意識は「問題提起」の序章に明示され、「世界の信託制度の動向を踏まえて我が国の信託制度の在

九州国際大学現代ビジネス学部 教授

西山 茂

り方を検討」し、「我が国の課題に迫ること」(p.3)にある。要支援者たる「高齡者の保護」、とりわけ金融サービスへのアクセスを漏れなく確保するその「金融包摂」(p.46)が信託をめぐる「我が国の課題」として具体的に想定されている。長期的管理機能を主とする転換機能に基づいて「高齡社会における財産管理手段として」「非常に有益な効果を発揮」(p.59)し、「手続き面で本人保護に厚いシステムを構築すること」(p.63)が信託に期待され、「信託、金融包摂、成年後見が三位一体として機能すること」によって高齡社会における「金融包摂」が「具現化」(p.65)されると展望する。

この問題意識に立って、まず「信託のグローバルな展開」では、第1章で1922年の信託法制定以降の日本における信託の展開を跡付け、高齡社会での役割を期待される福祉型信託が最近の民事信託の中心となり、信託銀行を担い手とした拡大が観察されることを述べる。第2章は認知機能が低下した経営者に対する「事業にかかる任意後見制度」について英国の事例を参考に現状と課題を示し、株主と個人事業主にこの制度の必要性が高いことを論じる。さらに台湾における信託の発展が個人信託と家族信託を中心に第3章で詳説され、特に日本の養老信託に相当する「安養信託」について障害者への対象の拡大

とりバースモーゲージを活用した積極的な商品開発が紹介されている。

次いで「我が国の金融機関の課題」では、SDGsへの関心が高まるなか、日本の金融機関にも ESG 金融の拡大がみられるとともに金融機関そのものにサステナブル経営が浸透しつつあり、高齢社会問題の一策に位置付けられることが第4章で論じられる。第5章は「障害者権利条約」のもとで判断能力の低下を想定した高齢者の「金融包摂」に求められる信託銀行の実務的な課題を捉える。第6章は三井住友信託銀行によるサステナブル経営としての「認知症バリアフリー宣言」の取組を紹介する。

さらに「商品・サービスの提供」においては、第7章で意思能力の低下者を支える法制度たる法定後見・任意後見・代理・信託を比較したうえ、具体的な信託商品が示す高齢社会における信託活用の可能性を明らかにする。第8章は判断能力の低下した高齢者とその成年後見人に対する金融機関の取引上の対応と今後の成年後見制度およびその運営における信託の役割を解説し、第9章は高齢社会の不動産の管理・流動化・資産承継における信託の活用について論じる。続いて三井住友信託銀行およびこれと一体となって高齢者支援を進める一般社団法人安心サポートの事例について、第10章で具体的な支援内容を紹介するとともに、第11章でその高齢者向け身上保護および財産管理サービスが信託と代理の統合であることを指摘し、特に信託制度によるサービス代替の可能性を検討する。第10章では2021年の銀行法改正によって可能となった銀行グループによる成年後見業務にも言及がある。

最後に「実践」では、第12章で民事信託と任意後見が併用される際の実務上の問題について信託当事者の利益相反の観点からの考察が示され、第13章で成年後見制度の利用を促進する行

政・司法・民間が一体となった地域的支援ネットワークの構築と埼玉県飯能市の事例が検討される。第14章は委託者の親族を受託者とする事業目的の民事信託を分析し、とりわけ委託者（同時に受益者）の金融取引が不可能となるリスクの存在と法実務家と金融機関による関与の必要性を明らかにする。

以上の概要から明らかなように、本書は判断能力の低下による高齢者の意思決定の困難を高齢社会における基本的な論点に位置づけ、信託によるそれへの積極的な関与と支援に重点を置いた考察を提示している。これこそ本書の最大の意義といえよう。評者は「法と経済学」の立場から信託の検討に従事する者だが、この立場で信託は独自のプリンシパル・エージェント関係として定式化され、関係当事者における意思決定の帰属の自由性によって他のプリンシパル・エージェント関係から区別される。信託の考察にはこの独自性の把握が不可欠である。この独自性に基づいてこそプリンシパルたる高齢者の意思決定をエージェントが信託を通じて代替または補完するのである。本書はこの独自性を信託法とその効果に即して明確に把握している。具体的に本書は高齢者の意思決定への関与と支援の理論的な根拠を信託の「転換機能」の一つをなす「長期的管理機能」(pp.57-58)に見出す。この機能はさらに細分され、委託者によって当初設定された信託目的に基づく財産管理を長期にわたって持続する「意思凍結機能」、信託受益権を複数の受益者に連続して帰属させる「受益者連続機能」、受託者が幅広い裁量権を行使する「受託者裁量機能」からなり、信託はこうした機能に基づいて高齢者の意思決定に関与し、判断能力が低下した場合にこれを支援すると論じる。この理解は信託が本質的に有する独自性を捉えており、さらにこの把握が信託の実際の運用や

信託商品に即して、とりわけ任意後見制度とそこへの信託の関与を論じた各章において詳細に検討され、信託の高い適用可能性と期待される役割が具体的に述べられている。

以上のように本書は信託の本質的な独自性を捉えつつ、高齢社会における信託とその機能について実務面にも十分な目配りを加えた豊富な考察の成果といえるであろう。信託の研究にはもちろん、「金融包摂」をはじめとした高齢社会の経済的厚生に関連する研究に広く共有されるべき文献である。